

有明アーバンスポーツパーク
評価委員の主な個別意見と環境影響評価書との関連

主な項目	評価委員の主な個別意見	環境影響評価書での対応
目的及び内容	図 7.2-5 に掲げる 502 台(176 台+326 台) について、865 台からどのように操作して、この数字が出てきたのか分からない。記載不足ではないか。	有明アーバンスポーツパーク、有明アリーナ、有明体操競技場及び有明テニスの森(有明コロシアム改修工事を含む)、IBC/MPCの各施設の工事用車両の発生・集中台数と予測断面での工事用車両台数の関係が分かるように、各施設の工事用車両のルート配分資料を追記した。 (資料編 p.5~9参照)
環境影響評価の項目	平成 18 年度に埋立てが完了したということで、比較的新しいものなので、場合によっては埋立材をどこから持ってきてどのような材で埋め立てているかという記録もあるかと思うので、ある場合にはそれを踏まえて適切に対応していただきたい。	平成12年度の埋立免許申請書に基づき、平成12年度から17年度にかけて海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)に基づく基準に適合した有害物質を含まない建設発生土で埋め立てられたことを追記した。 (p.25参照)
	建築基準法での仮設建築物の基準や安全確保がどうなっているか。	仮設観客席については、建築基準法第85条第5項の規定に基づき、仮設建築物の建築許可申請を行い、許可を受けた上で、建築確認申請の手続きを経て着工する。なお、当該許可は、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める場合に限って行われるものであるため、消防・防災面には問題がないものと考えられる。(p.26消防・防災欄参照。p.10の注釈にも記載。)
資料編	評価書案で示した工事用車両の想定台数には有明テニスの森の工事計画の変更が反映されていないが、反映した場合はどのようになるのか。	有明テニスの森の最新の工事計画を踏まえ、工事用車両台数を更新した。有明テニスの森の工事休止により、有明テニスの森の工事用車両は有明アーバンスポーツパーク工事着工後12か月目まで走行することとなるが、有明地区全体での工事用車両台数のピーク時期は、評価書案から変更はない。(資料編p.3 注1)、注2) 参照)